

予算第18号議案

令和8年度神戸市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度神戸市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------------------------------|-------------------|
| (1) 総給水量 | 165,442,000立方メートル |
| 一日平均給水量 | 453,266立方メートル |
| (2) 給水戸(箇所)数 | 834,694戸(箇所) |
| (3) 建設改良事業の概要は、「第1表 建設改良事業概要」のとおりとする。 | |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道事業収益	42,704,010千円
第1項 営業収益	37,768,181千円
第2項 営業外収益	4,085,558千円
第3項 特別利益	850,271千円

支 出

第1款 水道事業費	39,056,111千円
第1項 営業費用	36,793,721千円
第2項 営業外費用	1,089,016千円
第3項 特別損失	1,143,374千円
第4項 予備費	30,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額11,456,681千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。)。

収 入

第1款	資 本 的 収 入	14,212,611千円
第1項	企 業 債	9,600,000千円
第2項	工 事 負 担 金	1,271,204千円
第3項	国 庫 補 助 金	447,881千円
第4項	一 般 会 計 補 助 金	10,788千円
第5項	一 般 会 計 繰 入 金	1,034,451千円
第6項	基 金 収 入	20,596千円
第7項	基 金 繰 入 金	1,805,083千円
第8項	貸 付 金 返 還 金	22,608千円

支 出

第1款	資 本 的 支 出	25,669,292千円
第1項	建 設 改 良 費	23,863,375千円
第2項	企 業 債 償 還 金	1,652,898千円
第3項	貸 付 金	22,972千円
第4項	投 資	20,596千円
第5項	繰 出 金	9,451千円
第6項	予 備 費	100,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
送水トンネル更生工事 (令和8年度)	令和8～12年度	20,656,841千円
奥平野低層配水池更新工事 (令和8年度)	令和8～13年度	7,485,000千円
上ヶ原浄水場再整備運転管理 (令和8年度)	令和8～23年度	6,778,306千円
水道施設新設・取替・改良工事 (令和8年度)	令和8～13年度	23,883,234千円
水道修繕受付センター運営委託 (令和8年度)	令和8～10年度	294,096千円
管路情報システム等再構築・運用 (令和8年度)	令和8～19年度	1,739,545千円
動力費 (令和8年度)	令和8～11年度	4,470,319千円
水道施設維持管理業務 (令和8年度)	令和8～13年度	2,281,302千円
水道料金徴収関連業務 (令和8年度)	令和8～12年度	500,511千円

口座振替取扱金融機関手数料等 (令和8年度)	令和8～9年度	27,308千円
給水装置工事費等融資制度損失補償 (令和8年度)	令和8～17年度	68,916千円
ホームページ運用保守 (令和8年度)	令和8～10年度	6,708千円
車両借上 (令和8年度)	令和8～16年度	85,061千円
通信費 (令和8年度)	令和8～15年度	847千円
土地借上料 (令和8年度)	令和8～12年度	4,260千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 及び限度額	水道施設整備事業	9,600,000千円
起債の方法	公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	
利率	9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	
償還の方法	借入日の翌日から据置期間を含め、40年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。	

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用及び営業外費用の間の流用

(他会計からの補助金)

第9条 収益的支出及び資本的支出に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、42,934千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、100,000千円と定める。

令和8年2月17日提出

神戸市長 久 元 喜 造

第 1 表 建設改良事業概要

事業名	当年度予定額	事業概要
基幹施設整備工事	千円 8,820,741	上ヶ原浄水場再整備事業、奥畑妙法寺連絡管整備工事等
配水管整備 増強工事	11,347,272	配水管の新設、取替、増径及び移設工事 口径 50～800ミリメートル 延長 39.8キロメートル ふくそう管統合工事
開発団地等 施設工事	533,320	西神戸ゴルフ場跡開発工事、団地配水施設工事等
その他施設 新設改良工事	3,162,042	貯浄配水施設改良工事、建物改良工事、 メーター等の固定資産購入費
合計	23,863,375	